

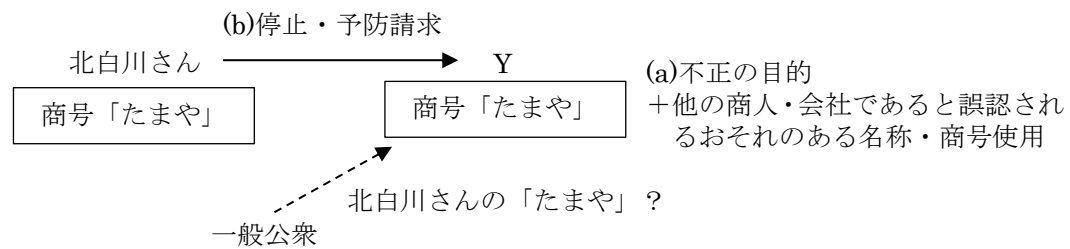
## 5.商号の不正使用等

### 5-1.商号の不正使用

#### (1)他の商人・会社と誤認させる名称・商号の使用禁止

##### **事例 5-a** 不正目的による商号使用

北白川さんは「たまや」という商号でもち屋を営んでいる。ところが、北白川さんとは何の関係もない Y が、「たまや」という商号を登記し、もち屋を始めた。



(a)不正の目的をもって、他の商人・会社であると誤認される名称・商号を使用してはならず（商 12 I、会社 8 I）

(b)前記(a)の違反により営業上の利益を侵害されまたは侵害されるおそれのある商人・会社

→侵害の停止・予防請求（商 12 II、会社 8 II）

規制の趣旨と「不正の目的」

①伝統的な理解：営業主体の誤認防止→誤認させる目的

②「不正の目的」をそれに限定しない裁判例・学説

知財高判平 19・6・13 判時 2036-117

「会社法 8 条（旧商法 21 条）は、故意に信用のある他人の名称又は商号を自己の商号であるかのように使用して一般公衆を欺くというような反社会的な事象に対処すること等を目的として設けられたものであること、同条は、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号のように他人の名称又は商号が『周知』であることを要件とせず、営業上の損害を受けるおそれのある者に差止請求権を付与していること、後に名称又は商号の使用を行った者が、その名称又は商号の使用を禁止される不利益も少なくないこと等の事情に照らすならば、同条にいう「不正の目的」は、他の会社の営業と誤認させる目的、他の会社と不正に競争する目的、他の会社を害する目的など、特定の目的のみに限定されるものではないが、不正な活動を行う積極的な意思を有することを要するものと解するのが相当である。」

両者のちがいは：いやがらせ・お金をゆすり取るの目的での商号使用

→②と考える場合の商 12・会社 8 の趣旨

(2)商号権

(a)商号専用権

他の者が自己の商号と同一・類似の商号を使用することを排除可能

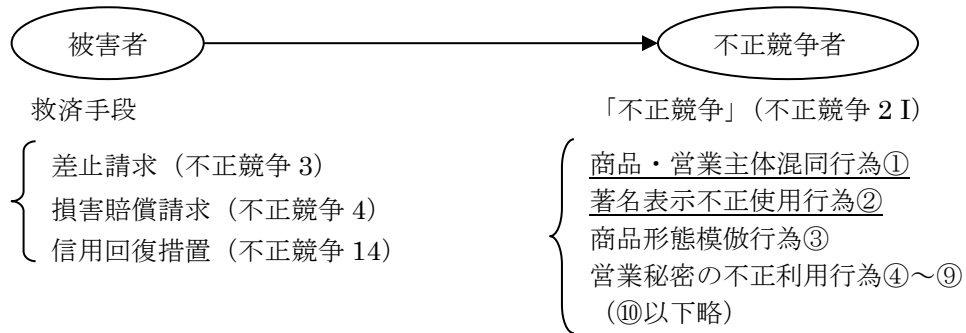
(b)商号使用权

不正使用でないかぎり他人に妨げられずに商号を使用可能 →使用妨害されれば…  
(商 12、会社 8：「不正の目的」)

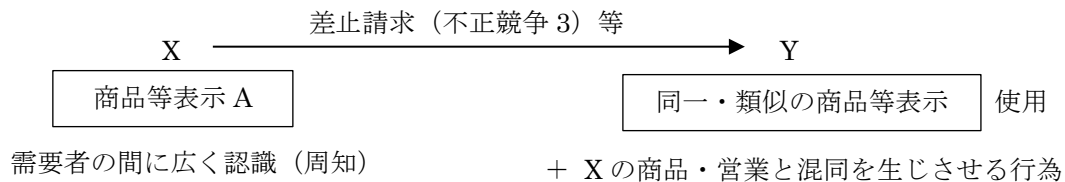
## 5-2. 商号と不正競争防止法

### (1) 不正競争防止法のルール

商号の顧客吸引力等 (4-2(2)) → 保護の必要性



### (2) 周知商号等の保護 (不正競争 2 I ①)



他人の商品等表示 (商号を含む) として需要者の間に広く認識されているものと同一・類似の商品等表示を使用するなどして、他人の商品・営業と混同を生じさせる行為

#### (a) 商品等表示が需要者の間に広く認識されている (周知性)

##### 事例 5-b 周知商号

X は横浜市で「勝烈庵」という商号でとんかつ屋を営んでおり、「勝烈庵」は横浜市やその近辺では需要者に広く認識されていた。X は、鎌倉市大船でとんかつ屋「かつれつ庵」を営む Y1、静岡県富士市でとんかつ屋「かつれつあん」を営む Y2 に対して、それらの商号の使用の差止めを請求した。

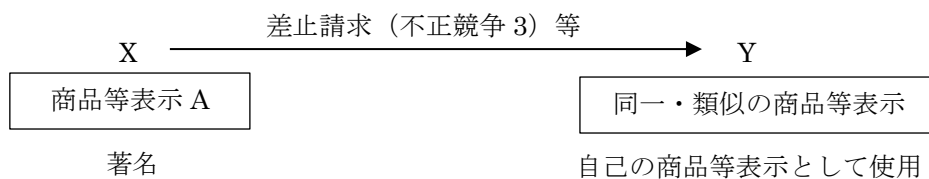
横浜地判昭 58・12・9 無体集 15-3-802

(b)商品等表示の類似性、混同を生じさせる行為：X と Y の営業の同種性は？

最判平 10・9・10 判時 1655-160

「〔不正競争 2 I ①にいう「混同を生じさせる行為」には〕他人の周知の営業表示と同一又は類似のものを使用する者が自己と右他人とを同一営業主体として誤信させる行為のみならず、両者間にいわゆる親会社、子会社の関係や系列関係などの緊密な営業上の関係又は同一の表示の商品化事業を営むグループに属する関係が存すると誤信させる行為（以下「広義の混同惹起行為」という。）をも包含し、混同を生じさせる行為というためには両者間に競争関係があることを要しない」

(3)著名商号等の保護（不正競争 2 I ②）



他人の著名な商品等表示（商号を含む）と同一・類似の商品等表示を自己の商品等表示として使用するなどの行為

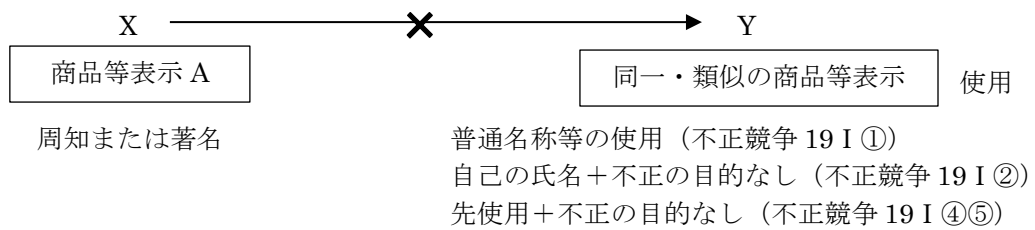
規制の趣旨：混同が生じなくても不利益（イメージの毀損、希釈化）

#### 事例 5-c 著名商号

シャネルは、香料類、高級婦人服、ハンドバッグ、靴、宝飾品等の製造・販売を業としている。「シャネル」は商号および商標であり、世界的に著名なものとなっている。Y は、「ホテル シャネル」という名称を用いて、神戸市中央区においていわゆるラブホテルの経営を始めた。シャネルは、これによって営業上の利益を害されたとして、Y に対して損害賠償を請求した。

神戸地判昭 62・3・25 無体集 19-1-72（H5 改正による不正競争 2 I ②新設以前の裁判例）

(4)不正競争防止法の適用除外



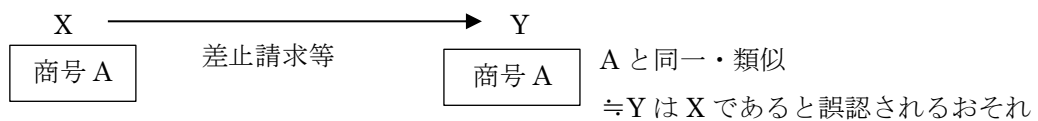
・普通名称等の使用 (不正競争 19 I ①) : 黒酢、すのこバスマット etc.

・自己の氏名の使用 (不正競争 19 I ②)

・表示の先使用 (不正競争 19 I ④⑤)

\*ここでの「不正の目的」

(5)商法・会社法と不正競争防止法



|                  | Y に不正の目的あり | Y に不正の目的なし |
|------------------|------------|------------|
| 商号 A に少なくとも周知性あり | ①          | ②          |
| 商号 A に周知性もなし     | ③          |            |

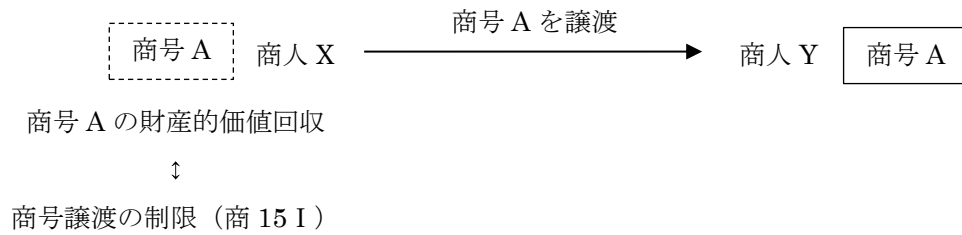
商法 12、会社 8=①③に適用

不正競争防止法=①②に適用

②の場合に一定の適用除外

### 5-3.商号の譲渡・変更・廃止

#### (1)商号譲渡の制限（商 15 I）



①営業とともに譲渡する場合、②営業を廃止する場合

\* 商 15 と同様の規定は会社法になし（会社の商号は会社の名称。4-2(3)）、しかし...

#### (2)対抗要件（商 15 II）

#### (3)変更・廃止 [テキスト 1 編 4 章 8 節・9 節]